

法帖所載の張旭の草書に関する一考察

下田章平

はじめに

盛唐期の草書の変遷過程を窺う上で、張旭は代表的な書人とされている。張旭の肉筆の草書作品としては、真偽について異論のある台北故宮博物院寄託「自言帖」や遼寧省博物館蔵「古詩四帖」が伝えられているだけである。ゆえに、張旭の法帖に見られる草書作品について検討することは、彼の草書の実態の一端を解明する上でも極めて重要であると思われる。

張旭の法帖に見られる草書の作品については、後に見るように、先行研究で取り上げられることはあったものの、同じ名称で複数の法帖に見られる作品の法帖間での検討や、作品の真偽に関して深く検討したものはあまり見られな

かった。

そこで、本稿では容庚編『叢帖目』全四冊（中華書局香港分局、一九八〇—一九八六）から法帖所収の張旭の草書作品を確認し、肉筆本（臨本などの同系統の作品も含む）が伝わらず、法帖にのみ見られる作品の真偽や制作時期について検討することにした。ただし、表1に示したように、『叢帖目』に引かれた法帖の中には、すでに亡佚したものの、偽帖とされるもの、肉筆本（臨本などの同系統の作品も含む）が存在するものがあり、これらは検討の対象としない。また、本稿執筆の段階では過眼できていない法帖については、前掲の『叢帖目』などの先行研究の確認にとどめ、今後の検討課題としたい。なお、本稿で用いる法帖の底本は、近時刊行された啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』

全一七冊（湖北美術出版社、二〇〇二）などのできる限り信頼のおける、資料的価値の高い原刻本もしくは翻刻本（重刻本）を用い、表1～2の注に明記した。

一 本稿で検討の対象とする張旭の草書作品について

表1所収の作品で、肉筆本（臨本などの同系統の作品も含む）が伝わらず、法帖にのみ見られる作品には、「晚復帖」・「十五日帖」・「千字文」・「肚痛帖」・「秋深帖」・「冠軍帖」・「欲帰帖」・「二月帖」がある。

このなかで、「秋深帖」（図1）は、明の「戲鴻堂法書」に収められており（以下、「戲鴻堂法書本」とする）、全一三行、全六六字。明の張丑『清河書画舫』花字号に、

趙子昂有臨本。董玄宰摹刻「戲鴻堂法帖」、直云伯高手筆。近始獲觀趙本于項氏。与石刻筆刻・筆法不差毫髮、英雄欺人類若此⁽¹⁾。

（趙子昂〔趙孟頫〕に臨本有り。董玄宰〔董其昌〕の摹刻せし「戲鴻堂法帖」は、直だ伯高の手筆と云うのみ。近ごろ始めて趙本を項氏に獲觀せり。石刻の筆刻・筆法と毫髮も差わず、英雄人類を欺くこと此くの若し。）

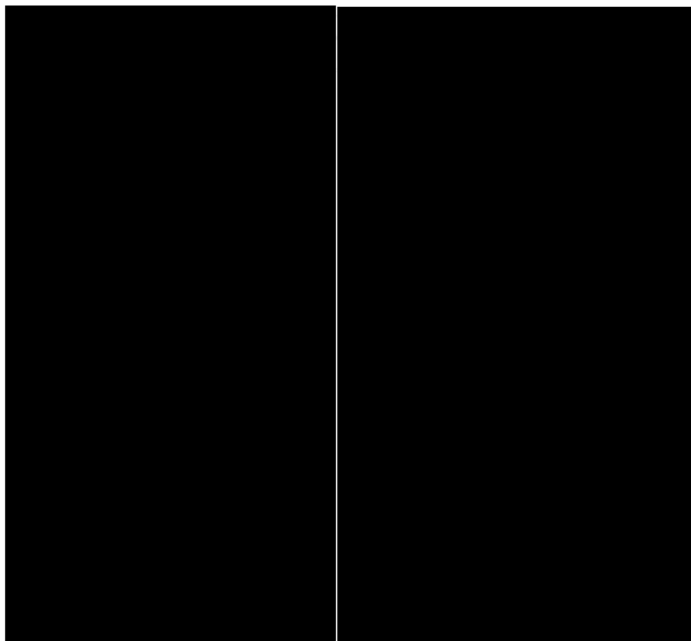
とあるように、張丑は戲鴻堂法書本を元の趙孟頫の臨本と見ている。

また、「秋深帖」の一部は北宋の米芾「張季明帖」（東京国立博物館蔵）にも見られる。具体的には、「張季明帖」の第一～三行目「云秋深〔氣²⁾〕。不審氣力復何如也。」（云う、秋深し、氣力復た何如なるや。）の「云う」以下の部分（以下、「張季明帖本」という）を指す。ただし、中田勇次郎氏の論考³⁾で指摘されているように、張季明帖本と戲鴻堂法書本には異同が見られる。すなわち、張季明帖本では原本の書風を「真・行相間。」（真・行相い間⁴⁾じる。）と指摘されているが、戲鴻堂法書本では「秋深不審」の部分は楷書、そのほかはすべて行草書で書かれており、また、張季明帖本の「何如」3は、戲鴻堂法書本では「如何」2に筆写され、語法の上でも誤っているという。加えて、中田勇次郎氏は前掲の論考で、

法帖に刻したものであり、どれほど原本を伝えているかは疑問があり、同一のものから出たとしても、かなり原本から遠くなった模本ではなかるうかとおもう。

と述べ、戲鴻堂法書本の信憑性に疑問を投じている。一方、張季明帖本の第三行目、戲鴻堂法書本の第二行目は両本と

もに一筆書きで書かれており、原本の連綿を写したものと
してその価値を認めている。確かに、中田勇次郎氏がいう
ように、「張季明帖」の第三行目の「氣力復何如也」の一筆
書きの部分は、原本にもとづいて写された蓋然性が高い。
その理由としては、第一に、米芾『宝章待訪録』・『書史』
によって明らかのように、「秋深帖」は米芾が所蔵してお
り、臨書できる機会があったこと、第二に、一筆書きの部
分を原本のまま臨書したいがために、「張季明帖」の第二行
目の下方にはまだ充分に余白があるにもかかわらず、わざ
わざ改行して第三行目から書き始めていること、第三に、
中田勇次郎氏が指摘するように、原本からはかなり遠くな
った摹本と見られる戲鴻堂法書本にも、この部分は「張季
明帖」と同じく一筆書きで表わされていることが挙げられ
る。よって、張丑のいう趙孟頫の臨本、もしくは中田勇次
郎氏の原本から遠くなった摹本という見解に従って戲鴻堂
法書本を本稿では分析の対象とせず、原本の姿の一端を伝
えていると見られる張季明帖本を分析の対象としたい。な
お、検討に際しては、張季明帖本の文字の懷を狭く取ると
ころには、米芾の書風の特徴が顕著に見られるため、この
点については勘案する必要がある。



右：
張季明帖本
左：
戲鴻堂法書本
(ともに部分)

図1 「秋深帖」

「冠軍帖」・「欲帰帖」・「二月帖」の三帖は、「淳化閣帖」歴代名臣法帖第二では後漢の張芝の作として収録されていたものであるが、清の「欽定重刻淳化閣帖」第十、唐人及無名氏法帖の末に収録する乾隆帝の御識に、

後二帖、旧誤作張芝。其筆勢縱逸、是長史而非伯英、因從米芾說更定。

（後の二帖は、旧と誤りて張芝に作る。其の筆勢は縦逸にして、是れ長史〔張旭〕にして伯英〔張芝〕に非ず、因りて米芾の説に従いて更定せり。）

とあり、「欽定重刻淳化閣帖」では北宋の米芾の見解をもとに、「淳化閣帖」では後漢の張芝の作とされていた三帖を、張旭の作に改めて収録されたことがわかる。ここで「二帖」というのは、実質的に上記の三帖を指すものと見られる。また、「米芾説」というが、『宝章待訪録』・『書史』・『海岳名言』といった米芾の著録には見えない。北宋の黄伯思『東觀余論』法帖刊誤卷下に引く米芾「跋秘閣法帖」の項に、

張芝後一帖是、前五帖並張旭⁵⁾。

（張芝の後の一帖は是なり、前の五帖は並びに張旭なり。）とあり、おそらくこの見解に依拠したものと見られる。上

記の三帖は書風から見て、後漢の張芝が活躍した頃の草書とは思われないが、張旭の書とも首肯しがたい。ゆえに、上記の三帖からは北宋期における張旭の草書像の一端を垣間見ることはできるが⁶⁾、張旭の草書の実態を窺うことは困難と見られるため、本稿では検討の対象とはしない。このほかに、表1以外の作品として、西安碑林に原石の伝わる「千字文」があり、これも先の表1所収の作品とあわせて以下で検討することにした。

なお、上記の作品の多くは複数の法帖に収録されている。このような場合、複数ある法帖のうちで制作時期の最も古い法帖を底本とし（表2）、それをもとに検討することにした。また、法帖間で行立などで異同が見られ、法帖の制作時期の新旧だけでは底本を選定できないものがある。表2に挙げた底本はこの点も勘案して選定したものであり、その詳細は表2の注に明記した。

よって、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品は、「欽定重刻淳化閣帖」第十、唐人及無名氏法帖で張旭の書と審定された「冠軍帖」・「欲帰帖」・「二月帖」の三帖を除く、「晚復帖」淳化閣帖本・「十五日帖」淳化閣帖本・「千字文」絳帖本及び西安碑林本・「肚痛帖」西安碑林本・「秋深帖」

張季明帖本の六作品とする⁽⁷⁾。

二 文献や法帖、先行研究で論じられた本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の制作時期について

本稿で検討の対象とする張旭の草書作品のうち、「千字文」西安碑林本と「肚痛帖」については、文献や法帖、先行研究において、作品の真偽や筆者を含めた制作時期に関する検討が行われてきたので、先にこれらの見解について確認しておきたい。

「千字文」西安碑林本(図2)に関しては、すでに路遠氏が真蹟説を提起している⁽⁸⁾。元の駱天驥『類編長安志』卷一〇、石刻、「唐張旭草書千字文」に引く『復古碑録』⁽⁹⁾に、

乾元二年二月八日旭書。自「学優登仕」至卒章凡六百九十五字、存者六百七十三、複重者五、亡者二十二。元豊三年、吕大防守雍、得之石蒼舒、俾模諸石、而置於府廡。又得趙大觀別本、自「薄夙興温情」而下四十六字、乃併刻之⁽¹⁰⁾。

(乾元二年〔七五九〕二月八日、旭〔張旭〕書す。「学

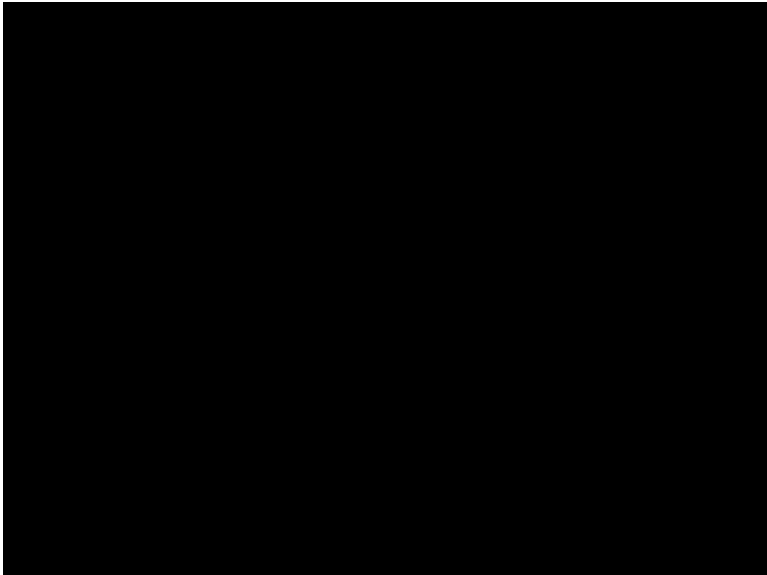


図2 「千字文」西安碑林本 第4石(部分)

「優登仕」自り卒章に至る凡そ六百九十五字、存するは六百七十三、重複するは五、亡うは二十二。元豊三年（一〇八〇）、呂大防は雍を守り、之を石蒼舒に得、諸石を模せしめて、府廨に置けり。又た趙大觀の別本を得、「薄夙興温情」自り下の四十六字、乃ち併せて之を刻す。とある記載が、「千字文」西安碑林本の現況と一致することから、「乾元二年」の款記のある「千字文」（以下、「乾元二年帖」とする¹¹⁾）を西安碑林本に同定し、張旭の晩年の作としている。そして、「千字文」西安碑林本は『復古碑録』に記された「学優登仕」以降の「千字文」の残欠であると見ている。

また、「類編長安志」に見える「乾元二年帖」は、南宋の『宝刻類編』卷三、張旭、「千文六百九十五字」の項に見える「千字文」に同定される。『宝刻類編』は、『類編長安志』に引く『復古碑録』と同時期に書かれた文献であり、その割注に、

存者六百七十三、重複者五、亡者二十二。乾元二年二月八日。京兆¹²⁾。

（存するは六百七十三、重複するは五、亡うは二十二。乾元二年〔七五九〕二月八日。京兆。）

とあるように、『類編長安志』の内容とも一致するからである。郭沫若氏は、張旭の没年の検討の過程で、論拠は明示しないものの、前掲の『宝刻類編』に見られる「千字文」の款記を根拠の一つとして張旭の没年を乾元二年（七五九）とする説を出している¹³⁾。ただし、蘇渙「懷素上人草書歌」（『文苑英華』卷三三八）をもとに没年を検討した高木重俊氏の天宝六・七載（七四七・七四八）説があり¹⁴⁾、郭沫若氏の見解と齟齬を来している。

「肚痛帖」（図3）には落款がなく、その筆者に関しては異説が見られる。明の王世貞『弇州山人四部稿』卷一三五、墨刻跋、「張旭肚痛帖」の項に、

張長史「肚痛帖」及「千文」數行、出鬼入神、恠恠不可測。後「河滿子」一絶、係張帖作。帖後張史生、可五十年。余甚疑之、既考知与「此齋帖」俱高閑筆也¹⁵⁾。

（張長史「肚痛帖」及び「千文」數行は、鬼を出でて神に入り、恠恠として測る可からず。後の「河滿子」の一絶は、張帖の作に係る。帖は張史（張旭）に後れて生まること、五十年可なり。余甚だ之を疑い、既に考して「此齋帖」と俱に高閑の筆なるを知れり。）

とある。王世貞は「河滿子」の一絶を根拠に「此齋帖」と

ともに高閑の筆としており、藤原楚水氏も論拠の乏しいことを指摘しつつもこの見解に賛同している¹⁶⁾。なお、王世貞が根拠に挙げた「河滿子」の一絶は、張祐「宮詩二首」〔張承吉文集〕卷六〔宋蜀本〕・『全唐詩』卷五二一の第一首目のことを指し、「肚痛帖」の後に刻されていたと見られるが、西安碑林の原石及び西安碑林本には確認することができない。また、清初の何焯「義門題跋」、「張旭肚痛帖」の項に、

「肚痛帖」筆勢固豪、頗亦失之流宕。去晋人便逸然、疑蘇才翁兄弟所為、未必其伯高也¹⁷⁾。

〔「肚痛帖」の筆勢は固より豪にして、頗る亦た之を流宕に失せり。晋人を去ること便ち邈然たり、疑うらくは蘇才翁〔蘇舜元〕兄弟の為す所にして、未だ必ずしも其れ伯高〔張旭〕にあらざるなり。〕

とある。何焯は「肚痛帖」の書風は自由奔放で、「晋人」の伝統的な書法からはかけ離れており、北宋の蘇舜元兄弟の作ではないかとしている。

また、竹山逸人氏は「千字文」西安碑林本と「肚痛帖」の両方を五代の僧彦脩の臨書とし¹⁸⁾、陳忠凱他編『西安碑林博物館藏碑刻繪目提要』の備注（綫装書局、二〇〇六、

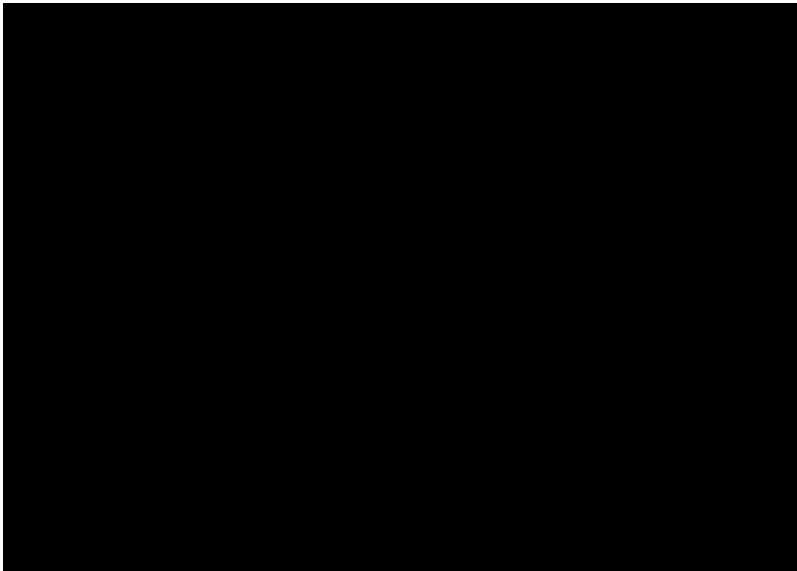


図3 「肚痛帖」

一〇頁）でも一説として彦脩説が挙げられている¹⁹⁾。竹山逸人氏は清水桃葉氏蔵の拓本をもとに彦脩の書としたが、後に高野山の井村真葉師の指摘によって彦脩説を取り下げている。ただし、「千字文」及び「肚痛帖」の氣勢や不自然さを挙げて、なお彦脩の臨本ではないかと疑っている。

上記の作品における文献や法帖、先行研究に見られる見解の多くは主に補助的な検討材料である文献や漠然とした印象をもとに、作品の真偽や筆者を含めた制作時期について考察している。しかし、作品の真偽や制作年代を推定するためには、個々の作品の詳細な様式の検討が必要であろう²⁰⁾。また、個別の作品の見解について見ると、「千字文」西安碑林本に関しては、第三石の第九行目と第一〇行目には「郡」字が重出し、第六石第三行目「矢」字の上部には「井」字のような文字があり、これは、『類編長安志』に引く『復古碑録』や『宝刻類編』にみえる「複重」にあたる文字とも考えられるため、路遠氏のいうように、「千字文」西安碑林本と前掲の二文献に見える「乾元二年帖」が同一である蓋然性は高い。しかしながら、「乾元二年帖」の款記によって「千字文」西安碑林本の制作時期を特定するのは困難と見られる。すなわち、この款記は後人が附託した可

能性や、款記だけでなく「千字文」の本文自体も偽作である可能性があるからである。先に引いた高木重俊氏が導いた張旭の没年を天宝六・七載（七四七・七四八）とする説を見るだけでも、この款記の信憑性が低いことは明らかである。ゆえに、信憑性の低い款記に拠らずとも、先に指摘したように、「千字文」西安碑林本の本文の筆蹟の検討によって、自ずと制作時期も明らかになるものと考えられる。

三 本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の考察

はじめに、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の伝来を確認し、主に文献によつて制作時期の下限について推定し、次に、上記の検討結果を踏まえた上で、文字の字体や字形²¹⁾、文字の大小のつけ方に着目して、作品の真偽や、筆者を含めた制作時期の考察を行いたい。法帖に刻された作品は、原本をどれほど忠実に伝えているかは疑問であり、しかも、肉筆本に比べて書蹟の考察の範囲は限定的といわざるをえないが、上記の二観点は、法帖の作品の検討においても有効な分析観点と考えられる。なお、本稿で引用する各作品の文字の後ろに附した算用数字は、各作品の行数

を示したものである。また、「千字文」西安碑林本は断石のため、最初に断石番号、次に行数を記した。

(一) 本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の伝来について

「晚復帖」(図4)・「十五日帖」(図5)は、文献の上でその原本に関する伝来が確認できないものであり、その原本は「淳化閣帖」刻入以後の早い段階で散佚したものと見られる。また、制作時期の下限は「淳化閣帖」に刻入された北宋の淳化三年(九九二)までとすることができる。

「千字文」は、宋代には肉筆本や刻本が多く伝わったことが文献上で確かめることができるが²²⁾、これらと「千字文」絳帖本及び西安碑林本との関連性は明らかではなく、同定することはできない。また、須羽源一氏は「千字文」絳帖本と「千字文」西安碑林本の書風には共通性があり、もとは一つのものであったと見ている²³⁾。しかしながら、先に引用した元の駱天驥『類編長安志』に引く『復古碑録』によると、すでに北宋において絳帖本と西安碑林本は別系統の「千字文」として伝えられている。ゆえに、本稿では両者を別系統の「千字文」として考察することにした。

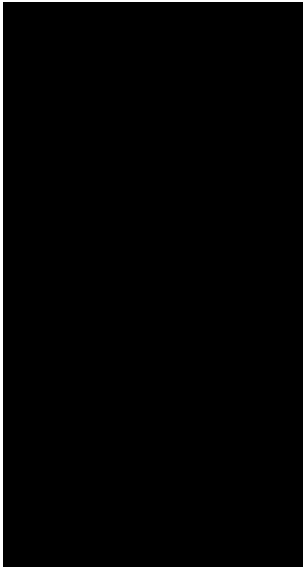


図5 「十五日帖」

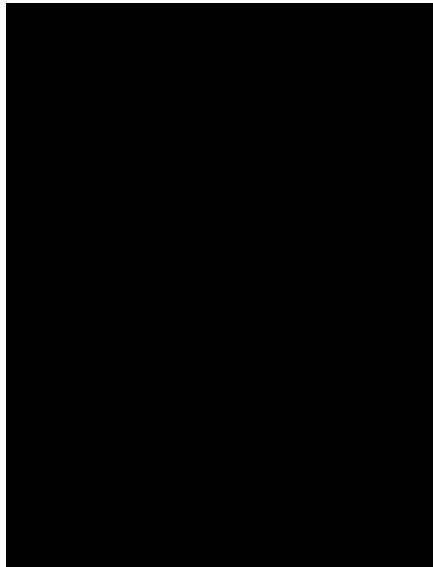


図4 「晚復帖」

「千字文」絳帖本（図6）は、先に引用した元の駱天驥『類編長安志』に引く『復古碑録』に見える趙大観の別本の内容とほぼ共通しているため、「千字文」絳帖本の伝来は、北宋の呂大防が趙大観の別本（すなわち絳帖本）を刻した元豊三年（一〇八〇）まで遡ると見られる。なお、現在「千字文」絳帖本の原石は亡佚している。

また、「千字文」西安碑林本も、路遠氏が指摘するように、『類編長安志』に引く『復古碑録』に見える乾元二年帖と同一である可能性が高いため、「千字文」絳帖本と同じく、北宋の呂大防が摹勒上石した元豊三年（一〇八〇）まで遡ると見られる²⁴。その後、原石は何らかの事情で断裂

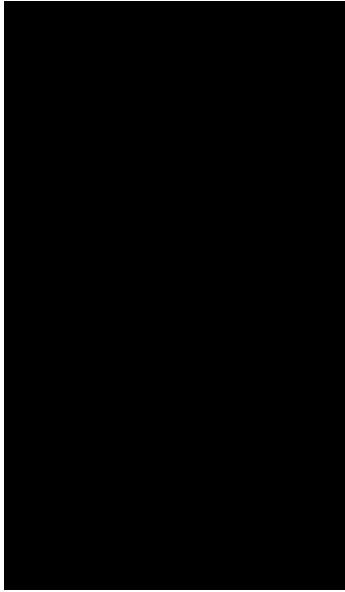


図6 「千字文」絳帖本（部分）

し、少なくとも明代にはその残石が西安碑林に移入されたものと考えられる²⁵。

「肚痛帖」の伝来については、すでに路遠氏が詳しく検討を行っており、「肚痛帖」は北宋の李丕緒によって嘉祐三年（一〇五八）に刻されて、その邸内に置かれ、金代になり、張中孚が自宅に移置し、明代前期に西安碑林に移されたという²⁶。ただし、「晚復帖」の明代以前の伝来は路遠氏も指摘しているように、限定的なものといわざるをえない。すなわち、北宋期の伝来に関しては、「肚痛帖」が彦脩の書及び北宋の李丕緒嘉祐三年（一〇五八）跋と同石に刻されていることを前提として論じているが²⁷、李丕緒跋には「肚痛帖」のことが触れられておらず、さらに宋代の金石関係の文献には全くその名が見えない。また、金代の伝来に関しては、前掲の元の駱天驥『類編長安志』の記載をもとにしているが、路遠氏が論拠として用いた彦脩の草書及び李丕緒に関する記載は見えない。よって、「肚痛帖」の確実な伝来は、陳鑑『碑藪』や葉盛『棗竹堂碑目』に「肚痛帖」の記事が見える明代以降といえよう。ただし、路遠氏の指摘する元の駱天驥『類編長安志』の「肚痛帖」の記事は重要であろう²⁸。『類編長安志』巻一〇、石刻、「唐

張長史「肚痛帖」の項に、

帖三千^(一〇)〔十〕字顛草。奇怪多不識。先在張金紫宅。

〔帖の三千^(一〇)〔十〕字は顛草。奇怪にして多く識せず。

先に張金紫〔張中孚〕の宅に在り。〕

とあり、ここに挙げられた「肚痛帖」は西安碑林本と同定することは困難であるが、字数及び「顛草」という書風から見て西安碑林本と同系統のものと思われるからである。よって、西安碑林本の伝来は明代までしか遡ることができないが、それと同系統のものは少なくとも元代には存在していたと見られる。

「秋深帖」の伝来に関しては、すでに北宋の米芾『宝章待訪録』や『書史』に見えている。それらによると、「秋深帖」は杭州の名族であった陸氏が収蔵した「真迹四帖」の一つであったという。張旭は陸彦遠の甥にあたり、陸氏の家系に繋がる人物であり、陸彦遠は初唐の能書家陸柬之の子であった⁽²⁹⁾。したがって、張旭の真蹟が陸氏に伝わっていたことは、「秋深帖」を含めた「真迹四帖」の伝来の信憑性を高からしめるものである。北宋の嘉祐年間（一〇五六—一〇六三）に沈遯が借り、同族の沈延嗣に渡し、後に米芾のもとに帰したという。『宝章待訪録』は元祐元年（一

〇八六）の成立であるため、米芾の所蔵となったのはそれ以前であろう。北宋末の宣和年間には内府の収蔵となり『宣和書譜』巻一八、「張旭」の項）、宋末元初の時期には霍清臣の所蔵となったが⁽³⁰⁾、それ以降の所在は明らかではない。なお、前掲の明の張丑『清河書畫舫』で確認したように、明代には元の趙孟頫が臨書した「秋深帖」が伝わり、董其昌がそれを「戲鴻堂法書」に刻している。

(二) 本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の字体と字形、文字の大小のつけ方について

書蹟に見られる文字の字体や字形は、ある時代や個人の様式的一端を示すものであり、作品の制作時期を推定する上でも重要な論拠になるものと考えられる。唐宋の草書の字体や字形とその時代様式に関しては、佐野光一氏の一連の論考⁽³¹⁾があるにとどまる。ただし、佐野光一氏が考察に用いた作例には、作品の真偽の定かではないものが含まれており、この点については再考する必要がある。そこで、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の字体や字形の考察にあたっては、作例の収録範囲に限界があるものの、赤井清美編『行草大字典』〈新装版〉（東京堂出版、一九九〇）

を参考に用いて、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品と北宋以前及びそれ以降の草書の基準となる作例の文字と比較して行うことにしたい。なお、本稿で検討したのは、現段階で北宋以前及びそれ以降の作例が少なくとも二例以上確認できた文字に限られている。作例の集まらなかった文字に関しては今後の検討課題としたい。

はじめに、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品のなかで、積文に異同があるものについて確認しておこう。

第一に、「晩復帖」に関しては、「復」2の積文に異論が見られる。清の王澐『淳化秘閣法帖考正』巻五、「張旭書」の項では、北宋の劉次莊『法帖積文』では「後」字、明の顧從義『法帖積文考異』では「復」字に積すのを挙げ、どちらでも意味が通じるとしている。西林昭一氏は、清の「欽定重刻淳化閣帖」に従って「復」字に積すが、北宋の秦觀『法帖通解』や清の程文榮『南邨帖考』に「後」字と積す見解を指摘している³²。「復」字と「後」字の草体はともに「晩復帖」に見えるものに作るが、「後」字が「晩復帖」に見える草体に作られるようになったのは北宋以降であるため、ここでは「復」字と積すのが穏当であろう。

第二に、「肚痛帖」については、第六行目末の二字の積

文に異論が見られる。伏見冲敬氏は「冷□」、路遠氏は「臨床」としている³³。二字の最初は、字体の上から見ると「冷・臨」双方ともに釈読可能であるが、最後の文字が判然としないため、本稿では両字の釈読を留保する。

次に、上記の積文の異同を踏まえた上で、具体的に本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の文字の字体や字形について検討を加えたい。以下に示した文字は、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品に見られる文字で、北宋以降に新たな字体や字形が出現したものである。「●」印を附した文字は、北宋以降に現れた新たな字体や字形と共通する文字、「○」印を附した文字は、北宋以降に新たな字体や字形が現れたにも関わらず、それ以前から用いられてきた従来の字体や字形で書かれた文字、「？」印を附した文字は、刊刻もしくは採拓に問題があつて字体や字形が判然とせず、判断を留保した文字である。表3は、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品に見られる文字で、北宋以降に出現した新たな字体や字形と共通するもの（●印を附したもの）の特徴について、北宋以前及びそれ以降の草書の基準となる作例をもとに指摘したものである。なお、本来であれば、北宋以前及びそれ以降の草書の基準となる作例の図版も提

示して論証する必要があるが、掲載図版の制約上、割愛せざるをえなかった。

・「晚復帖」

「難」 3 ○ 「上」 3 ○

・「千字文」絳帖本

「興」 1 ○	「蘭」 2 ○	「情」 2 ?	「似」 2 ?
「斯」 3 ●	「盛」 3 ●	「流」 4 ●	「容」 6 ●
「若」 6 ●	「辞」 7 ○	「美」 9 ●	「宜」 10 ?
「所」 11 ○	「甚」 11 ○		

・「千字文」西安碑林本

「比」 1-1 ○	「枝」 1-3 ○	「交」 1-3 ○	「切」 1-4 ●
「箴」 1-5 ○	「隱」 1-6 ●	「茂」 2-1 ○	「扶」 2-9 ○
「漢」 2-10 ○	「感」 2-11 ●	「武」 2-11 ●	「軍」 3-6 ○
「精」 3-6 ?	「馳」 3-7 ○	「青」 3-8 ●	「禹」 3-9 ●
「并」 3-10 ●	「遠」 3-15 ○	「葉」 4-1 ○	「遊」 4-2 ○
「絳」 4-4 ●	「読」 4-5 ?	「画」 5-1 ●	「酒」 5-3 ○
「杯」 5-3 ○	「接」 5-3 ●	「研」 6-2 ○	「暉」 6-4 ?
「指」 6-6 ○			

・「肚痛帖」

「所」 2 ○ 「欲」 3 ○ 「黄」 3 ? 「有」 4 ○

上記の検討では、「十五日帖」・「秋深帖」の文字の字体や字形のすべてに、北宋以前及びそれ以降において変化するものが見られなかったため検討することができなかった。それ以外の作品の文字の字体や字形には、作品ごとに出現頻度に違いがあるものの、北宋以降の傾向が現れているといえよう。

つづいて、本稿で検討の対象とする張旭の草書作品の文字の大小のつけ方について見ておきたい。北宋以前の草書の作例では文字の大小に変化をつけたものはあまり見られないが、北宋以降の草書の作例では「狂草」の作例でなくとも文字に大小の変化をつけ加えることがある。北宋以前に文字の大小にあまり変化をつけないのは、唐の徐浩『論書』（張彦遠『法書要録』卷三所収）に、

字不欲疎、亦不欲密、亦不欲大、亦不欲小。小長令大、大蹙令小、疎肥令密、密瘦令疎。³⁴

（字は疎たらんと欲せず、亦た密たらんと欲せず、亦た大たらんと欲せず、亦た小たらんと欲せず。小は長じて大たらしめ、大は蹙めて小たらしめ、疎は肥えて密た

らしめ、密は瘦せて疎たらしむ。)

とあるように、こうした変化を尊ばない、上記の徐浩『論書』を含めた唐代の書論に共通して見られる中和論が影響しているものとも考えられる³⁵⁾。

加えて、文字の大小に変化をつけた場合には、一行あたりの字配りにも影響が見られる。すなわち、北宋以前の草書の作例のように、文字の大きさがほぼ均一な場合、行あたりの文字数にそれほどの変化は見られないが、一方、北宋以降の草書の作例に見られるように、文字の大きさに大小の変化をつけた場合には、行あたりの文字数は一定ではなくなり、変化が生じるようになる。ゆえに、文字の大小のつけ方も、先に述べた文字の字体や字形と同じく、作品の制作時期を推定する上で客観的な基準になりえるものと考えられる。

「晩復帖」・「十五日帖」・「秋深帖」に関しては文字の大小の変化があまり見られないが、「千字文」絳帖本及び西安碑林本は、作品全体を通じてかなりの大小の変化が見られる。また、「肚痛帖」は前半四行と後半二行は、それぞれ文字の大きさはほぼ同じであるが、それらを対照させると、文字の大きさにはかなりの変化が認められる。

おわりに

本稿では肉筆本（臨本などの同系統の作品を含む）が伝わらず、法帖にのみ見られる張旭の草書作品について検討した。その結果、「晩復帖」は、作品に見られる文字の字形や字体、文字の大小のつけ方には北宋以前の傾向が見られるため、張旭の法帖に見られる作品のなかでは参考となる作品と考えられる。「十五日帖」は、作品の文字の字体や字形の検討はできなかったものの、文字の大小のつけ方には北宋以前の傾向が見られ、かつ、「晩復帖」と同じく「淳化閣帖」に収録され、書風が「晩復帖」に近似していることを考えると、「十五日帖」も「晩復帖」と同様に張旭の法帖に見られる作品のなかでは参考となる作品と考えられる。「秋深帖」は、作品の文字の字体や字形の検討ができなかったものの、作品の文字の大小のつけ方には北宋以前の傾向が見られる。また、米芾の節臨であるためにその書風の影響が看取されるが、「秋深帖」の原本の伝来の検討によって、米芾が節臨した原本は張旭の真蹟である可能性が高いため、少なくとも「秋深帖」の原本には連綿を用いて一筆で書かれている部分が存在したと見てよからう。

一方、「千字文」絳帖本・「千字文」西安碑林本は、作品の文字の字体や字形の一部や、文字の大小のつけ方に北宋以降の傾向が見られるため、その信憑性は低いと見られる。「肚痛帖」は、作品の文字の字体や字形には北宋以前の傾向が見られるものの、文字の大小のつけ方には北宋以降の傾向が見られ、さらに伝来は遡ったとしても元代までしか確認されないため、信憑性の低い作品と考えられる。

註

- 1 仁和呉氏池北草堂本（徐蜀編『国家図書館蔵古籍芸術類編』一一四、北京図書館出版社、二〇〇四）。
- 2 「気」には傍点が附してあるため、米芾の誤写と見られる。
- 3 中田勇次郎「張季明帖」（中田勇次郎責任編集『書道芸術』六〔中央公論社、一九七一、二二三頁〕、『中田勇次郎著作集』一〇〔二玄社、一九八七、一三四頁〕に再録）。
- 4 「冠軍帖」は「知汝殊愁……」で始まるので、「知汝殊帖」ともいう。「終年纏此……」以降を明の顧從義
- 5 南宋嘉定三年温陵莊夏所刊二卷本（古逸叢書三編、中華書局、一九八八）。「五帖」は「秋涼平善帖」（『芝白帖』・「八月帖」を除いた「冠軍帖」・「欲帰帖」・「二月帖」のことを実質的に指すのであろう）。
- 6 三帖を張旭の書とする見解のほかに、南宋の姜夔『絳帖平』巻二、「漢張芝書」の項（文淵閣四庫全書本、

したがって、本稿では「晚復帖」・「十五日帖」・「秋深帖」の三作品は、張旭の草書の実態を窺う上で参考となる作品として扱いたい。また、「千字文」絳帖本・「千字文」西安碑林本・「肚痛帖」の三作品は、張旭の草書を受容史の面で参考になる作例と考えられるが、これによって張旭の草書の実態を窺うことは困難であろう。

- 四庫芸術叢書、上海古籍出版社、一九九五）では「長史〔張旭〕或藏真〔懷素〕手臨」、王澐『淳化秘閣法帖考正』巻二（寿县孫氏小墨妙亭藏原刊本、四部叢刊三編、商務印書館、一九三五）、「漢張芝書」の項では「後來極唐妄人所為。」とする。福田哲之「張芝草書の実相―東牌樓東漢簡牘による法帖の検証―」（『書学書道史研究』一八、二〇〇八、一七一―三〇頁）参照。
- 7 以下、二種ある「千字文」以外の作品の底本の記載は省略する。
- 8 路遠「西安碑林藏石研究三題」（『碑林集刊』一一、陝西人民美術出版社、二〇〇五、二二―四三頁）。
- 9 『復古碑録』は南宋の王厚之（一一三二―一二〇四）の『復齋碑録』の誤りかと思われる佚書であり、南宋の陳思『宝刻叢編』には四三二箇所引用があるという。張潜超主編『中国書法論著辞典』、「鐘鼎款識」の項（上海書画出版社、一九九〇、五一―五二頁）参照。
- 10 以下、『類編長安志』の底本は、南京図書館・北京図書館蔵明鈔本（黄永年点校、中華書局、一九九〇）。
- 11 「乾元二年帖」の記載は、南宋の『宝刻類編』巻三、「張旭」の項、同じく南宋の陳思『宝刻叢編』巻三、
- 12 「唐張長史千文」の項にも見える。後者は婺州（現在の浙江省金華市）の項にあるため、西安碑林本と祖本を同じくする別刻であろう。また、前掲注8路遠氏論考では、黄庭堅『山谷題跋』巻四「書張長史乾元帖後」に見える「乾元帖」を「乾元二年帖」に同定されているが、同巻には「跋張長史千字文」という跋があるため、必ずしも同じ筆蹟であるとは限らない。
- 13 郭沫若『李白与杜甫』（人民文学出版社、一九七一、二二―三六―二五〇頁。邦訳に須田禎一訳『李白と杜甫』〔講談社、一九七二、三〇七―三三四頁〕。須田禎一訳『李白と杜甫』下〔講談社文庫、講談社、一九七六、二六一―二九二頁〕に再録）。
- 14 高木重俊「懷素上人草書歌」をめぐって（北海道教育大学語学文学会編『語学文学』三〇、一九九二、八一―九四頁）。
- 15 筑波大学附属図書館本（世経堂刻、万曆五年〔一五七七〕序）。
- 16 藤原楚水「唐代の書道（二）」（『書苑』第七卷第一〇

- 号〔三省堂、一九四三、一四―二二頁〕、同『中国書道史』〔三省堂、一九六〇、一〇二―一〇三七頁〕・同『図解書道史』三〔省心書房、一九七二、五〇〇―五一頁〕に再録。
- 17 涉聞梓旧本（叢書集成初編、中華書局、一九九二）。
- 18 竹山逸人「僧彦脩草書千字文」〔書苑〕第七号、法書会、一九二二、同「彦脩帖」〔書苑〕第二卷第四号、法書会、一九二二、八一―九頁。清水姚葉氏収蔵の「肚痛帖」は、『書苑』第一〇号（法書会、一九二二）に掲載。
- 19 『西安碑林博物館藏碑刻總目提要』では論拠を示さないが、「肚痛帖」が彦脩の書と同石に刻され、かつこの石にある北宋の李不緒嘉祐三年（一〇五八）跋をもとにそう捉えたものと見られる。
- 20 書蹟の様式にもとづいた分析方法に関しては、張珩『怎樣鑑定書画』（文物出版社、一九六六）、徐邦達『古書画鑑定概論』（文物出版社、一九八二）参照。
- 21 本稿でいう「字体」とは、「學」と「学」の違いに見られるような「文字の骨組み」として概念的に想定されたものを指す。なお、「字形」とは「字体」の下位概念であり、「学」の初画の点の長短の差異に見られるような「字体」内における文字の形状のことを指す。昭和五六年一〇月一日内閣公示第一号「常用漢字表」参照。
- 22 須羽源一「張旭の千字文」〔書苑〕第三卷第一号、「歴代の千字文考察」、一九三九、一五一―四一頁）、前掲注16藤原楚水氏論考。
- 23 前掲注22須羽源一氏論考。
- 24 前掲注8路遠氏論考。
- 25 前掲注8路遠氏論考では、明の陳鑑『碑藪』・于奕正『天下金石志』・趙均『寒山堂金石林時地考』を挙げている。なお、路遠氏は明の趙暉『石墨鐫華』卷四、「唐張旭断碑千文」の項（知不足齋叢書本〔『石刻史料新編』一―二五、新文豊出版、一九七七〕）に、「此云張旭書、存者数十字、牛鬼蛇神、雖云奇怪、然不堪大令一嘆。」とあるのも、西安碑林本の伝来と捉え、「存者数十字」は趙暉の誤写もしくは刊刻の誤りとする。ただし、明の王世貞『弇州山人四部稿』卷一三五、墨刻跋、「張旭肚痛帖」の項にも「千文數行」との指摘があり、西安碑林本とは別の「千字文」とも考えられる。

- 26 前掲注8路遠氏論考。
- 27 路遠氏以前にも、清の朱楓『雍州金石記』卷一〇、「張旭肚痛帖」（惜陰軒叢書本〔『石刻史料新編』一—三三、新文豊出版、一九七七）に、「此帖在僧彦修草書碑之下方、想亦於宋時摸勒上石、故附記於此。」、林侗『來齋金石刻考略』卷下、「千字文断石肚痛帖」の項（文淵閣四庫全書本〔『來齋金石刻考略』（外七種）』、四庫芸術叢書、上海古籍出版社、一九九五）に、「肚痛」一帖、宋人李丕緒為僧彦脩刻草詩、附刻此帖於末。」とあるように、「肚痛帖」を宋刻と見る見解がある。
- 28 清の葉奕苞『金石錄補』卷一四にも『類編長安志』の記事が引かれている。
- 29 張旭と陸氏の関係に関しては、藤原有仁「張旭・懷素と狂草」（『書論』七、一九七五、一六五—一七四頁）参照。
- 30 周密『雲烟過眼録』卷下（十万卷樓叢書本、百部叢書集成、芸文印書館、一九六八）による。『雲煙過眼録』卷下の割注によると、霍清臣は郝清臣にも作るという。
- 31 佐野光一「草書の覚え方」（雄山閣出版社、一九八七、八〇—一二二頁）、同「草書の覚えかた」（天來書院、二〇〇六、八七—一〇頁）。
- 32 西林昭一「晚復帖 淳化閣帖」（中田勇次郎責任編集『書道芸術』五、中央公論社、一九七二、一九九—二〇〇頁）。
- 33 伏見冲敬「肚痛帖」釈文（『書跡名品叢刊』一六八、一九七一、二玄社）、前掲注8路遠氏論考。
- 34 中国美術論著叢刊本（人民美術出版社、一九六四）。なお、同様の内容は、歐陽詢『率更書三十六法』（『佩文齋書面譜』卷三）や顔真卿「張長史十二意筆法記」（『顏魯公文集』卷二四等所収）にも見える。
- 35 中田勇次郎「唐代の書論」（『王羲之を中心とする法帖の研究』、二玄社、一九六〇、三四五—三五二頁）。

図版典拠

- 1 張季明帖本は米芾「行書三帖卷」所収の「張季明帖」、
社、一九九九)。
所蔵先・東京国立博物館、Image: TNM Image
Archives Source: <http://TnmArchives.jp/> 複製禁
止、戲鴻堂法書本は『戲鴻堂法帖』上(新華出版社、
一九九八)。
 - 2 | 3 高峽主編『西安碑林全集』卷二四(広東経済出版
社、一九九九)。
 - 4 | 5 史樹青主編『中国歴史博物館蔵法書大観』八法
帖二(柳原書店、一九九六)。
 - 6 啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』二上、(湖北美術出
版社、二〇〇二)。
- (しもだ しょうへい)

表1 『叢帖目』に見える張旭の草書作品一覽

○凡例

- ・検討の対象としない法帖で、亡佚したものには●、偽帖とされるものには▲、本稿執筆の段階で過眼できていないものには■、肉筆本が存在するものには◆を附した。
- ・以下、法帖の選定にあたっては、主に容庚編『叢帖目』全4冊(中華書局香港分局、1980-1986)、張彥生『善本碑帖錄』(中華書局、1984)、啓功・王靖憲主編『中國法帖全集』全17冊(湖北美術出版社、2002)、張伯英『張伯英碑帖論稿』(河北教育出版社、2006)を参照した。

時期	法帖名	成立年 (全体)	収録作品など
北宋	淳化閣帖①	諸家古法帖第5 淳化3 (992)	張旭晚復帖 十五日帖
	絳帖②	法帖第9 皇祐嘉祐間 (1049-1063)	唐張旭千字文殘字
	大觀法帖③	歷代諸家古法帖第5 大觀3 (1109)	唐張旭書
南宋	淳熙秘閣統帖●④	第3卷 淳熙12 (1185)	歐陽詢蕭瑀褚庭誨孫思邈狄仁傑張旭顏真卿七賢書
明	東書堂集古法帖■	第10 歷代名臣書 永樂14 (1416)	張旭晚復帖 十五日帖 肚痛帖
	寶賢堂集古法帖⑤	卷第10 弘治9 (1496)	左率長史張顛晚復帖 十五日帖 千字文節本
	戲鴻堂法書◆⑥	卷7 萬曆31 (1603)	張旭……庾開府步虛詞二首 謝靈運王子晉讚 嚴下一老公讚 讀秋深帖
	玉烟堂帖■◆⑦	卷18 唐法書 萬曆40 (1612)	張旭庾開府步虛詞
	潑墨齋法書◆■⑧	第7 張旭晚復帖 十五日帖 肚痛帖 庾開府步虛詞	
	式古堂法書●⑨	卷4 康熙6 (1667)	張旭春草七絕詩・醜野韻、書韻
清	懋勤殿法帖■	第14 康熙29 (1690)	張旭晚復帖 十五日帖
	欽定重刻淳化閣帖⑩	第10 唐人及無名氏法帖 乾隆34 (1769)	左率府長史吳郡張旭晚復帖 十五日帖 冠軍帖 欲掃帖 二月帖
	因宜堂法帖■	卷7 乾隆50 (1785)	唐張旭肚痛帖
	契蘭堂法帖⑪	卷3 嘉慶10 (1805)	張旭晚復帖 十五日帖
	筠清館法帖⑫	卷2 唐君臣書 道光10 (1830)	張旭千字文殘字 <small>新編文、疑刻</small>
	海山仙館摹古■⑬	卷8 咸豐3 (1853)	張旭不書多時帖(淳化秘閣統帖第六本所收)
	壯陶閣帖◆⑭	第3冊 元3 民國元 (1911)	張旭醉顛帖 <small>跋・識・序</small>
其他	絳帖▲	卷第10	張旭殘秋七言絕句
	星鳳樓帖▲⑮	第12卷彙集 唐	張旭率意帖 肚痛帖 為社帖

表2 本稿で検討の対象とした懷素の草書作品の底本

○凡例 落款・紀年の存する作品には「○」、存しない作品には「×」を附した。

作品名	底本	断石 番号	行数	字数	落款	紀年	標題	所取法帖
晚復帖	淳化閣帖本①	—	4	24	×	×	張旭書	北宋「淳化閣帖」・「大觀法帖」、明「寶賢堂集古法帖」、清「欽定重刻淳化閣帖」・「契蘭堂法帖」
十五日帖	淳化閣帖本②	—	3	16	○③	○④	なし⑤	同上
千字文	絳帖本⑥	—	11	43	×	×	唐張旭書	北宋「絳帖」、明「寶賢堂集古法帖」、清「筠清館法帖」
千字文	西安碑林本⑦	1⑧	7	31	×	×	なし	「西安碑林本」
		2	11	40	×	×	同上	
		3⑨	15	65	×	×	同上	
		4	12	50	×	×	同上	
		5	4	19	×	×	同上	
		6⑩	7	31	×	×	同上	
肚痛帖⑪	西安碑林本	—	6	30	×	×	張旭書⑫	明「東書堂集古法帖」・「潑墨齋法書」、清「因宜堂法書」。「西安碑林本」
秋深帖	張季明帖本	—	—	6	×	×	なし	明「戲鴻堂法書」

表3 法帖所収の張旭の草書作品に見える字体や字形で北宋以降の字体や字形に共通するもの

作品名	文字	行数	北宋以前及びそれ以降に出現した字体や字形の特徴
千字文 緯帖本	斯	3	北宋以前、「其」は点を打った後一横画を書くが、北宋以降、点を打った後「」のように書く
	盛	3	北宋以前、最後に点を打たないが、北宋以降、最後に点を書く
	流	4	北宋以前、編旁連続後「不」の草体を書くが、北宋以降、編旁連続後「不」をかなり省略した形で書く
	容	6	北宋以前、「谷」の2点を連続せずに書くが、北宋以降、「谷」のすべてを連続して書く
	若	6	北宋以前、「右」の口を省略せずに書くが、北宋以降、「口」を省略した形で書く
	美	9	北宋以前、「美」の下部を「大」に書くが、北宋以降、「火」の草体を書く
千字文 西安碑 林本	切	1-4	北宋以前、「刀」の「」を省略せずに書くが、北宋以降、「刀」を連続し、回転させたような形に書く
	隠	1-6	北宋以前、旁の「心」を一横画に書くが、北宋以降、3点を連続し、煩雑化させた形に書く
	感	2-11	北宋以前、「咸」の「一」と「口」を省略せずに書くが、北宋以降、「子」の草体のように書く
	武	2-11	北宋以前、最後に点を打たないが、北宋以降、最後に点を書く
	青	3-8	北宋以前、「青」の上部の一横画を省略せずに書くが、北宋以降、一横画を省略した形に書く
	禹	3-9	北宋以前、「禹」の「口」を省略せずに書くが、北宋以降、中間を2点に作る形に書く
	并	3-10	北宋以前、2点の後、縦→縦→横→横に書くが、北宋以降、2点の後、縦→横→縦に書き、最後の画を省略する
	緯	4-4	北宋以前、「隼」の下部は、横→横→縦に書くが、北宋以降、縦→横→横に書く
	画	5-1	北宋以前、「聿」の一番長い横画を点を書くが、北宋以降、この点を省略する
	接	5-3	北宋以前、「妾」の「立」の一横画を省略せずに書くが、北宋以降、一横画を省略した形に書く

表1注

- ① 原刻本とされているものは数本伝わるが、当該部分（諸家古法帖第五）を収録するものは存しない。そこで、本稿では中国国家博物館藏宋拓泉州本（史樹青主編『中国歴史博物館藏法書大観』八法帖二、柳原出版、一九九六）を底本とする。
- ② 原石拓本・東庫本・私本を主とし、泉州本と費甲鏄本「淳化閣帖」で補われた北京故宫博物院本（啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』二上、湖北美術出版社、二〇〇二）を底本とする。
- ③ 原刻本とされる北京故宫博物院本（啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』三、湖北美術出版社、二〇〇二）には当該部分（歴代諸家古法帖第五）は収録されていない。よって、当該部分を収めた書道博物館本（法書会、一九一四―一九一五）を底本とする。なお、松井如流『大観帖』について（『書品』二〇、一九五一、六一―三六頁）、宇野雪村『大観太清樓帖』（『法帖事典』上、雄山閣出版社、一九八四、四九―五〇頁）では書道博物館本を原刻本ではなく、明代の模刻本と見る。
- ④ 有正書局の石印本に「淳熙秘閣統法帖」があるものの、

- 容庚編『叢帖目』四（中華書局香港分局、一九八六、一八〇二—一八〇六頁）で指摘されているように、これは偽帖と見られるものである。
- ⑤ 近拓と見られる筑波大学附属図書館本を底本とする。
- ⑥ 初拓本と見られる用大齋本（『戲鴻堂法帖』、新華出版社、一九九八）を底本とする。「庾開府步虛詞二首」・「謝靈運王子晉讚」・「嚴下一老公讚」は遼寧省博物館藏「古詩四帖」に同定されるため、本稿では検討の対象としない。
- ⑦ 「玉烟堂帖」に見られる「庾開府步虛詞」は、遼寧省博物院藏「古詩四帖」に同定される。辻本勝巳「昭和法帖大系輯載帖目年表」（同編『昭和法帖大系』一五、駁々堂書店、一九四二）参照。
- ⑧ 「潑墨齋法書」所収の「庾開府步虛詞」は「戲鴻堂法書」の標題から類推して、遼寧省博物館藏「古詩四帖」の一部を指しているものと思われる。
- ⑨ 張伯英氏は「式古堂法書」にある「春草帖」を偽帖と見ているが（『叢帖目』一〔中華書局香港分局、一九八〇、三六三頁〕、張伯英『張伯英碑帖論考』三〔河北教育出版社、二〇〇六、五七頁〕に再録）、北宋以降の文獻に確認できる作品であり、今後文獻によって検討を深めたい。
- ⑩ 清の咸豐年間以前の拓と見られる筑波大学附属図書館本を底本とする。
- ⑪ 熊季貞旧藏本（詹福寿編『契蘭堂法帖』卷一、江西美術出版社、二〇〇六）を底本とする。
- ⑫ 初拓毛装本とされる中国国家図書館本（啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』一四、湖北美術出版社、二〇〇二）を底本とする。
- ⑬ 「海山仙館摹古」に見える「不書多時帖」は、容庚編『叢帖目』二二（中華書局香港分局、一九八一、七七五頁）には「淳熙秘閣統帖第六本」をもとにしたあるが、南宋の曾宏父『石刻鋪叙』や有正書局刊行の石印本には収録されていない。また、「不書多時帖」は「星鳳樓帖」（北海道教育大学附属図書館〔岩見沢校〕藏）の「率意帖」と同定される。
- ⑭ 奈良教育大学学術情報研究センター図書館本を底本とする。「醉顛帖」は台北故宫博物院寄託「自言帖」に同定されるため、本稿では検討の対象としない。
- ⑮ 前掲注④容庚編『叢帖目』四、「絳帖十二卷」（二七七

〇一七七九頁）、同「星鳳樓帖」（二七八六一一七九四頁）。

表2注

① 欽定重刻淳化閣帖本は淳化閣帖本と全く同じ体裁に作る。大観法帖本は「淳化閣帖」の翻刻本の系統と見られるもので、標題は「唐左率府張氏張顛書」、行は翻刻の過程で改編したためか三行に作る。また、後の二行は行ごと前後しているが、西林昭一「晚復帖 淳化閣帖」（中田勇次郎責任編集『書道芸術』五、中央公

論社、一九七二、一九九二〇〇頁）では石裂痕から見て剪装の誤りではないとしている。東晋堂集古法帖本は、標題を「唐左率長史張顛書」とする以外は大観法帖本と全く同じ体裁に作る。また、「宝賢堂集古帖」附載朱奇源弘治二年（一四八九）九月一日跋からも、大観法帖本をもとにして翻刻したものと思われる。契蘭堂法帖本の祖本は不明であるが、先に述べた大観法帖本の後二行の前後の誤りを正して刻入している以外は、大観法帖本とほぼ同じに作るため、これと同系統のものと思われる。したがって、本稿では淳化閣帖本

を底本とする。

② 前掲注①の理由により、淳化閣帖本を底本とする。大

観法帖本・東晋堂集古法帖本は、全二行、全一六字に作る。契蘭堂法書本は大観法帖本に準じるが全三行に作る。おそらく大観法帖本の末行にある「張旭書。」を第三行目の中下方に移したのであろう。

③ 「張旭書。」とある。

④ 「得足十五日間。」と期日のみを記載する。

⑤ 諸本ともに「晚復帖」の直後に刻されているため、標題は記されていない。

⑥ 絳帖本は「千字文」の第六五句目「臨深履薄」の「薄」字から第七六句目「藉甚無竟」の「甚」字までを刻す。東晋堂集古法帖本は、「晚復帖」・「十五日帖」の次に刻されており標題はない。全く同じ体裁に作るが、第七二句目「言辞安定」までしか刻されていない。筠清館帖本には絳帖本の下方の紙に書かれた呉栄光の批注や翁方綱「覃谿」朱文方印が刻されているため、呉栄光が「筠清館帖」を刊刻する際、自身の収蔵した絳帖本（北京故宫博物院藏）を翻刻したものと思われる。なお、標題は「唐張旭伯高」（「伯高」は張旭の字）。

ゆえに、本稿では絳帖本を底本とする。

⑦

張彥生「唐張旭書千字文帖」(『善本碑帖録』、中華書局、一九八四、二〇九頁)では宋代の刻とする。西安碑林本は高峽主編『西安碑林全集』巻二四(整本、広東経済出版社、一九九九)を底本とし、比較的字口が鮮明な上海博物館藏旧拓本(剪装本、啓功・王靖憲主編『中国法帖全集』一六、湖北美術出版社、二〇〇二)も併せて参照する。六断石からなるが、すべて書風は共通し、かつ上下左右には枠取り(左右は断石によっては確認できないものもある)が見られ、その枠の上下の寸法が六断石ともに約二七センチと共通しているため、同一のものと推定される。路遠「西安碑林蔵石研究三題」(『碑林集刊』一一、陝西人民美術出版社、二〇〇五、二二―四三頁)参照。第一石は「千字文」の第八八句目「猶子比兒」から第九五句目「節義廉退」の「廉」字まで、第二石は第一三二句目「策功茂実」の「功」字から第一四一句目「俊又密勿」の「俊」字まで、第三石は第一四五句目「仮途減號」の「減」字から第一六一句目「曠遠綿邈」の「遠」字まで、第四石は第一九三句目「陳根委翳」の「委」字から第二〇

五句目「親戚故旧」の「旧」字まで、第五石は第二二〇句目「銀燭焯煌」の「煌」字から第二一五句目「嬌手頓足」の「手」字まで、第六石は第二三四句目「並皆佳妙」の「佳」字から第二四二句目「永綏吉劭」の「永」字までを収録。西安碑林本には誤字や欠損した文字もまま見受けられるが、第一石第一行の欠損を除いては釈読が可能である。

⑧

第八八句目「猶子比兒」の前には一行あるが、判読できない。

⑨

「郡」字が第九行目と第一〇行目に重出。

⑩

「矢」⁶⁻³は「井」字の誤字のようなものを書いた後に「矢」字が書かれた可能性が高く、これを一字として数えることもできよう。また、前掲注⑦『西安碑林全集』巻二四には第五石を示した上で、第六石の図版の後半にも、第五石の図版を掲載している。前掲注⑦路遠氏論考では第六石後半の第五石重出部分の図版が掲載されていないため、第五石は、第六石の後ろにあるとも考えられる。この点に関しては、今後の原石の実見によって明らかにしたい。

⑪

法帖に採られた「肚痛帖」は現段階で過眼する機会を

得ていないので、本稿では西安碑林本（前掲注⑦『西安碑林全集』卷二四）を底本とする。

⑫ 清の朱楓『雍州金石記』卷一〇・黄本騏『隋唐石刻拾

遺』には標題についての指摘があり、少なくとも清代中期にはこの標題があったことが確認できる。